

(5) その他

デンマーク（供託金なし）・・・非拘束名簿式比例代表制  
イスラエル・スイス（供託金なし）・・・比例代表制  
⇒供託金がないとしても、選挙制度が日本と異なる

→ 出した。  
then は 総額を 出す

アイルランド・エストニア（供託金あり）・・・比例代表制  
オーストラリア（供託金あり）・・・選択投票制  
チェコ（上院）（供託金あり）・・・被選挙権 40 歳、無所属は署名 1000 人  
⇒供託金が日本より低額としても、選挙制度が日本と異なる

4 フランスについて

- ・2 回投票制であり、たとえ泡沫候補が濫立しても、1 回目の投票で選別され、2 回目の投票で適切に民意を反映できる  
⇒日本とは選挙制度が異なる
- ・オーストラリア・・・選択投票制。フランスと同様、泡沫候補が濫立しても選挙の妨げにならない

5 アイルランドについて

- ・比例代表制であり、日本とは選挙制度が異なる
- ・30 人の署名 or 約 6 万 6000 円で候補者濫立を防止している